

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 処分規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「本協会」という。）の関係者の懲戒処分等について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、倫理規程第2条に定める関係者に適用する。

(処分)

第3条 関係者に対する処分は次のとおりとし、その内容及び情状に応じて、処分を科すことができる。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 戒告 | 口頭による注意を行い戒める。 |
| (2) けん責 | 文書による注意を行い戒める。 |
| (3) 資格の停止 | 一定期間、本協会における資格（会員、指導員等）を停止する。 |
| (4) 資格の降格 | 本協会における資格（指導員）の等級を引き下げる。 |
| (5) 資格の剥奪 | 本協会における資格（指導員）を剥奪する。 |
| (6) 除名 | 会員の資格を喪失させる。 |
| (7) 解任又は解除 | 本協会の役員等を解任し、又は委託契約等を解除する。 |

(公正の保持)

第4条 処分は、公正かつ適正に行わなければならない。

2. 処分対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(処分の決定)

第5条 本協会は、第3条第1号ないし第3号に定める処分を行うにあたっては、総務委員会の答申を経て会長が行う。第3条第4号ないし第5号に定める処分を行うにあたっては理事会の決議を経るものとし、第3条第6号ないし第7号に定める処分を行うにあたっては総会の決議を経るものとする。

2. 会長は、第1項に基づき処分が決定されたときは、決定後速やかに、当該者処分の対象者に対し、以下の事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査対象者
 - (2) 処分の内容
 - (3) 処分の対象となる行為
 - (4) 処分の理由
 - (5) 処分の年月日
 - (6) 処分対象者が本協会の登録者であって、処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる旨及び申立期間
3. 処分の効果は、前項の通知が処分対象者に到達した時に生じる。

(処分の公表)

第6条 理事会は、前条に基づき処分が決定された場合、処分を公表する必要があると判断したときは、公表することができる。

2. 前項の公表の手段、内容及び期間については、理事会において決定する。

(処分に対する不服申立)

第7条 処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分の決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

2. 本協会は、前項の申立てをしたことを理由として、第1項の対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱いをしてはならない。

(細則)

第8条 この規程の定めのない事項に関しては、理事会の決するところによる。

(改廃等)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、2023年6月21日から施行する。

2. 2025年3月7日一部改正